

愛知県人権尊重の社会づくり条例第10条及び第11条の運用状況

単位：件

			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 ※ 1
審議会において 調査審議	本邦外出身者に対する 不当な差別的言動 である表現行為に該当	公表	0	0	1 [1]	0
		非公表 ※ 2	0	0	0	0
	本邦外出身者に対する不当な差別的 言動である表現行為に非該当		1 [1]	6 [1]	0	2 [1]
審議会の意見を聴くことなく判断 ※ 3			0	0	0	0
合 計（申出件数）			1 [1]	6 [1]	1 [1]	2 [1]

[] 内は案件数（同一案件に複数の申出が提出された場合は1件とする。）

※ 1 2025年10月1日現在

※ 2 「公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害する
とき等」に該当する場合。

※ 3 申出に係る表現行為の内容が明らかでない場合、又は、本邦外出身者に対する
不当な差別的言動に該当しないことが明らかな場合。